

福井県報

第 2920 号
平成 30 年
5 月 8 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定 (一一・二七・坂井保健所)一
- 救急業務に係る医療機関の認定 (一一・二八・丹南保健所)一
- ※海岸保全区域の指定の変更 (一一・一九・水産課)一

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (人事企画課)一
- 土地改良区の役員の退任 (二件・福井農林総合事務所)一
- 土地改良区の役員の就任 (二件・同)一
- 都市計画の変更に係る図書の写し (縦覧(都市計画課)一)
- 監査委員会告示

- 監査の結果に基づく措置報告 (一一・一)一
- 公立大学法人福井県立大学公告
- 一般競争入札の実施八

告示

福井県告示第227号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定に基づき、消防法 (昭和23年法律第186号) 第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 区分 救急診療所
- 名称 医療法人中瀬整形外科医院
- 所在地 坂井市丸岡町里丸岡1-40
- 認定の有効期間

自平成30年5月18日

至平成33年5月17日

福井県告示第228号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定に基づき、消防法 (昭和23年法律第186号) 第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 区分 救急病院
- 名称 広瀬病院

- 所在地 福井県鯖江市旭町2番8号
- 認定の有効期間

自平成30年4月25日

至平成33年4月24日

福井県告示第229号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定 (昭和53年福井県告示第269号) の一部を改正したので、海岸法第5条第8項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

表中「菅生漁港」を「長橋菅生漁港」に改める。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則 (平成7年福井県規則第82号) 第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量
平成30年度福井県職員情報システム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県総務部人事企画課

福井県福井市大手3丁目17番1号

- 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月30日

- 随意契約の相手方の名称および住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
石川県金沢市彦三町1丁目1番1号

- 随意契約に係る契約金額

59,162,400円

- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条第1項第2号に該当するため

下志比谷口土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成30年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	小林 秀夫	吉田郡永平寺町谷口14-52
〃	山本 明敏	吉田郡永平寺町谷口2-82-1
〃	小林 秀博	吉田郡永平寺町谷口13-16
〃	小林 昭二	吉田郡永平寺町谷口13-53
〃	小林 誠	吉田郡永平寺町谷口14-50
〃	波多野 義広	吉田郡永平寺町谷口18-63
〃	和田 敏夫	吉田郡永平寺町谷口18-73
〃	小林 文夫	吉田郡永平寺町谷口18-46
〃	酒井 政春	吉田郡永平寺町谷口12-11
〃	鰐渕 清和	吉田郡永平寺町谷口1-196
〃	渡辺 慶三	吉田郡永平寺町谷口11-40
監事	小林 一郎	吉田郡永平寺町谷口18-10
〃	酒井 裕	吉田郡永平寺町谷口1-208

清水土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成30年3月31日に

監査委員告示

福井県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

平成30年5月8日

福井県監査委員	小寺 惣吉
同	長田 光広
同	緒方 正嗣
同	平鍋 順一

役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所
理 事	岩本 文治	福井市真栗町41-13
〃	竹内 一夫	福井市御油町41-18-1
〃	小林 英一	福井市野谷町40-25
〃	竹内 繁俊	福井市島守町51-7-1
〃	荒木 秀雄	福井市鳳巻町9-23-1
〃	谷本 一郎	福井市小羽町2-14
〃	戸田 久和	福井市片山町30-6
〃	谷口 新悟	福井市清水山町65-68-1
〃	荻野 久信	福井市清水山町44-2
〃	三上 健二	福井市清水山町11-55
〃	鈴木 敬一郎	福井市三留町41-17
〃	小林 大道	福井市清水杉谷町2-7
〃	松澤 重治	福井市田尻新谷町29-4
〃	宮本 正治	福井市片楯町14-3
〃	吉田 啓司	福井市竹生町19-12-1
〃	松原 一行	福井市朝宮町11-31-1
〃	廣部 厚	福井市大森町18-5
〃	木原 節生	福井市山内町3-3-2
〃	渡邊 仁一	福井市笹谷町58-27
〃	廣部 隆盛	福井市滝波町43-15-1
〃	齋藤 和美	福井市本村町6-28
〃	齋藤 藤伸	福井市清水町19-3
〃	桑島 誠	福井市平尾町13-40
〃	土橋 克巳	福井市上天下町20-15
〃	横山 義博	福井市下天下町4-3
〃	田中 忠夫	福井市和田町6-1
監 事	竹内 義治	福井市島守町21-15-1
〃	鈴木 正人	福井市三留町64-7-2
〃	渡辺 昇	福井市笹谷町48-3

下志比谷口土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16

項の規定により、次の者が平成30年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所
理 事	小林 秀博	吉田郡永平寺町谷口13-16
〃	小川 弥寿夫	吉田郡永平寺町谷口18-37
〃	鰐淵 浩司	吉田郡永平寺町谷口10-1
〃	小林 昭二三	吉田郡永平寺町谷口13-53
〃	小林 秀夫	吉田郡永平寺町谷口14-52
〃	山本 明敏	吉田郡永平寺町谷口2-82-1
〃	小林 継男	吉田郡永平寺町谷口7-18
〃	波多野 義広	吉田郡永平寺町谷口18-63
〃	鰐淵 清和	吉田郡永平寺町谷口1-196
〃	波多野 清志	吉田郡永平寺町谷口17-15
〃	小林 孝文	吉田郡永平寺町谷口12-73
監 事	酒井 政春	吉田郡永平寺町谷口12-11
〃	和田 敏夫	吉田郡永平寺町谷口18-73

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成30年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏 名	住 所
理 事	三上 高視	福井市真栗町40-14-4
〃	竹内 一夫	福井市御油町41-18-1
〃	小林 英一	福井市坪谷町40-25
〃	木下 敏一	福井市島守町60-19-1
〃	荒木 秀雄	福井市鳳巻町9-23-1
〃	荻原 悟	福井市小羽町3-2
〃	鷺田 慎吾	福井市片山町78-11
〃	谷口 新悟	福井市清水山町65-68-1
〃	荻野 正春	福井市清水山町44-45

〃	三上 健二	福井市清水山町11-55
〃	後藤 清範	福井市三留町58-3-1
〃	田端 浩之	福井市清水杉谷町8-3
〃	松澤 重治	福井市田尻新谷町29-4
〃	宮本 正治	福井市片楯町14-3
〃	吉田 啓司	福井市竹生町19-12-1
〃	松原 一行	福井市朝宮町11-31-1
〃	廣部 厚	福井市大森町18-5
〃	木原 和治	福井市山内町3-4
〃	渡邊 仁一	福井市笹谷町58-27
〃	廣部 哲夫	福井市滝波町51-1-4
〃	齋藤 和美	福井市本村町6-28
〃	齋藤 藤伸	福井市清水町19-3
〃	桑島 誠	福井市平尾町13-40
〃	土橋 克巳	福井市上天下町20-15
〃	宮永 節哉	福井市下天下町1-9
〃	田中 忠夫	福井市和田町6-1
監 事	山田 正幸	福井市片山町60-12
〃	向出 隆一	福井市竹生町19-1-1
〃	中島 雅夫	福井市大森町21-17

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、勝山市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 1 都市計画の種類および名称
- (1) 種類
- 地域地区（特定用途制限地域）
- (2) 名称
- 勝山都市計画特定用途制限地域

縦覧場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県知事からの措置報告

1 総合政策部

監 査 対 象 機 関	東京事務所
監査結果報告年月日	平成３０年２月９日
監 査 の 結 果	1 歳出予算を執行する際は、事前に執行何を作成し決裁を受けるべきであるが、昨年度に引き続き、消耗品費にかかる執行何の作成を失念し、後日決裁を受けていた。
措 置 の 内 容	1 消耗品の発注に当たっては、これまで個々の所員が発注していた状況を改め、特定の担当者が執行何を作成・決裁の上で発注を行うこととした。

監 査 対 象 機 関	生活学習館
監査結果報告年月日	平成３０年３月２７日
監 査 の 結 果	1 自動販売機に係る建物賃付料の調定が著しく遅れていた。
措 置 の 内 容	1 今後は、歳入の調定、収納に遅れが生じることがないよう、相手方の確定後４月１日までにチェックリストを作成し、担当職員を含め３名の職員でそれぞれ所持、記入することとした。

2 健康福祉部

監 査 対 象 機 関	丹南健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成３０年３月２７日
監 査 の 結 果	1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。また、県有自動車管理規程に基づく事故報告を怠っていた。さらに、損傷の原因や時期が不明なものが複数見受けられるなど、公用車の管理を適正に行っていないかった。 (修繕費 １４８、２６２円、１３９、３２０円)
措 置 の 内 容	1 全職員に対して、安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう注意を促し、職員の安全運転の意識向上を図るとともに、所属への事故報告を徹底するよう周知を図っている。 また、県有自動車管理規程第２２条の規定に基づき、財産活用推進課長への事故報告を確実に行うよう担当職員に指導を行ったほか、全職員に周知徹底を図ることとする。

監 査 対 象 機 関	嶺南振興局 二州健康福祉センター
監査結果報告年月日	平成３０年３月９日
監 査 の 結 果	1 構内交換電話設備保守業務委託について、電話交換機器の入替工事を行ったにもかかわらず、新たな契約を締結せずに旧機器の保守契約に基づく保守を行っていた。また、工事完成通知前に当該機器の保守点検を行い代金を支払っていた。
措 置 の 内 容	1 継続中の長期継続契約については、契約期間等を記したチェックリストを作成するとともに、複数の職員が履行状況を共有して確認するなど、契約漏れの発生防止および適正な支払いを徹底する。

監 査 対 象 機 関	総合福祉相談所
監査結果報告年月日	平成３０年２月９日
監 査 の 結 果	1 資金前渡した参加費について、支払手続は適正に行われていたが、昨年度に引き続き、資金前渡職員口座からの払出しが遅れていた。
措 置 の 内 容	1 払出しについてホワイトボードに記載し、複数の職員で事前確認を行うとともに、定期的な通帳記帳による払出しの遅れの防止、参加者本人から払出日当日に連絡をもらうことを周知徹底した。

監 査 対 象 機 関	地域福祉課 (社会福祉法人福井県社会福祉協議会 (財政的援助団体))
監査結果報告年月日	平成３０年３月２７日
監 査 の 結 果	1 指定管理者に管理を行わせている福井県社会福祉センターの利用料金について、知事が承認をした額と異なる料金を徴収していたにもかかわらず、改善の指示をしていなかった。
措 置 の 内 容	1 知事が承認した額を徴収するよう福井県社会福祉協議会に改善の指示を行うとともに、今後は、利用料金の徴収業務が適切に行われているか定期的に確認し、適切な指導を行う。

3 観光営業部

監 査 対 象 機 関	恐竜博物館
監査結果報告年月日	平成30年3月9日
監 査 の 結 果	1 音声ガイドシステム運営業務について、平成29年度以降の業務委託契約を締結しないまま業務の提供を受けていた。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。また、県有自動車管理規程に基づく事故報告を怠っていた。 (修繕費 118,476円)
措 置 の 内 容	1 本事業は、長期継続契約の期間満了時期の未確認により発生したものである。このため、現在継続中の長期継続契約について、契約期間等を記した一覧表を作成するとともに、室員が情報を共有して契約漏れの発生防止に努める。 2 今後は、公用車による事故等が発生した場合は、規程に基づく報告を徹底する。 また、職員に対しては、運転の際は安全を徹底し、事故防止に努めるよう、文書等による注意喚起を行っている。

監 査 対 象 機 関	若狭歴史博物館
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、空調設備等保守点検業務委託において、再委託の際には書面による承認を行うとされているが、行っていないかった。 2 昨年度に引き続き、源泉徴収を要する業務の委託料を受託者（個人）に支払う際に、源泉徴収を行っていないかった。
措 置 の 内 容	1 委託業務のチェックリストを作成し、契約事務について複数の職員により確実に確認を行い、適正な対応を行うことを全職員に周知徹底した。 2 委託業務のチェックリストを作成し、源泉徴収が必要な受託者か複数の職員で確実に確認を行い、適正な対応を行うことを全職員に周知徹底した。

監 査 対 象 機 関	一乗谷朝倉氏遺跡資料館
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 平成29年4月に現金領収した観覧料について、金額の集計を誤り、実際に領収した現金との差額を職員が立て替え、後日戻出していた。
措 置 の 内 容	1 収入金額の集計をパソコン（Excel）で自動化する、減免対象者の観覧券を通常券と分離するなど事務改善を行った。また、複数の職員で証拠書類、現金を確認し、記録を残すこととした。

4 農林水産部

監 査 対 象 機 関	丹南農林総合事務所
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 非常用自家発電装置蓄電池交換業務契約において、履行期間に変更があったにもかかわらず、請書の変更を行っていないかった。
措 置 の 内 容	1 契約締結等において履行期限を設定する際は受注者と十分な協議を行い、契約期限を設定するとともに、複数職員による業務の進捗管理を確実に行う。また、履行期限延長の必要がある場合には、財務規則第178条の規定を遵守し、速やかに変更契約を行う。

5 土木部

監 査 対 象 機 関	三国土木事務所
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、委託契約において契約履行実績により契約保証金を免除していたが、履行実績が官公署等との契約によるものでなかった。 2 昨年度に引き続き、道路占用料の調定が遅れていた。 3 昨年度に引き続き、工事請負契約書に工事内容のわかる書類を添付していなかった。 4 工事請負費で支出すべき河川維持修繕工事について、委託料で支出していた。
措 置 の 内 容	1 福井県財務規則および福井県財務規則の運用について等を、事務担当者はもとより関係する職員全員で確認した。実績が提出された時点で事務担当者、総務・経理GL、事務次長によるチェックを徹底するようにした。 2 既存の道路占用許可申請受付簿に調定日、占用料、納入通知書発送日の欄をチェック項目として追加し、未許可分の一覧を提示して調定の決裁を受けるようルール化した。また、適正な時期に調定が行われているか複数の職員でチェックするよう周知徹底した。 3 工事請負契約書に添付すべき書類について職員全員で確認するとともに、製本後に総務・経理GLと経理担当がチェックすることとした。 4 福井県財務規則および福井県財務規則の運用について等を、事務担当者はもとより関係する職員全員で確認した。適正な予算科目での執行に向けて、今後は決裁の過程で複数の職員によるチェックを行うよう周知徹底した。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監 査 対 象 機 関	図書館
監査結果報告年月日	平成30年3月9日
監 査 の 結 果	1 修繕料で支出すべき温水循環ポンプ交換に係る費用について、委託料で支出していた。
措 置 の 内 容	1 支出科目の誤りがなく、複数の職員での確認を徹底し、福井県財務規則に基づき適正な科目で支出する。

監 査 対 象 機 関	鯖江青年の家
監査結果報告年月日	平成30年3月27日
監 査 の 結 果	1 収入調定決議書について、調定日の訂正方法に適正を欠いていた。
措 置 の 内 容	1 今後は、調定日の確認を複数の職員で行い、電算入力を正確に行うよう周知徹底するとともに、訂正事項があった場合は、適正に訂正する。

監 査 対 象 機 関	足羽高等学校
監査結果報告年月日	平成30年3月9日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、予定価格が3万円以上の契約において、見積書を做していなかった。また、支出負担行為時期を誤っていた。 2 除雪業務委託契約において、採用した見積単価と契約単価が異なっていた。
措 置 の 内 容	1 会計書類のチェックリストを共有し、執行形態について複数の職員で確認するよう徹底した。 2 平成29年度の契約より、採用した見積単価と契約単価を一致させた。契約内容については、複数の職員で確認するよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	丹南高等学校
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、代表者の職氏名の記載および代表者印の押印がない見積書を徴していた。 2 昨年度に引き続き、予定価格が3万円以上の契約において、支出負担行為時期を誤っていた。
措 置 の 内 容	1 見積書の徴収等財務規則を遵守するよう、職員に再度周知徹底した。今後、見積書を徴する場合は、代表者の職氏名の記載および代表者印の押印があることをチェックリストに基づき複数の職員で確認し適正な事務処理を行う。 2 財務規則を遵守するよう、職員に再度周知徹底した。今後、支出負担行為時期に誤りがないようチェックリストに基づき複数の職員でチェックするよう徹底する。
監 査 対 象 機 関	福井農林高等学校
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 造園実習室照明コンセント整備工事において、工事請負契約書を作成していなかった。
措 置 の 内 容	1 福井県財務規則第169条に基づき、工事請負契約書は必ず作成し、支出負担行為書の決裁時に複数職員での確認を徹底している。
監 査 対 象 機 関	坂井高等学校
監査結果報告年月日	平成30年3月9日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、代表者印の押印がない見積書を徴していた。
措 置 の 内 容	1 決裁の過程における印影確認責任者を複数配置し、押印漏れの再発を防止する体制を再構築した。今後は、見積書や請求書が適法なものであるかの確認を徹底する。

監 査 対 象 機 関	南越特別支援学校
監査結果報告年月日	平成30年3月27日
監 査 の 結 果	1 昨年度に引き続き、契約書に印紙を貼付させていなかった。 2 昨年度に引き続き、光熱水費に係る個人負担金の算定等を誤り、444円の過少徴収、10円の過大徴収となっていた。
措 置 の 内 容	1 印紙が貼付されていなかった契約書には、印紙を貼付させた。今後は、印紙税法に基づく適正な印紙の貼付と複数の職員での確認の徹底を行い、印紙の貼付に疑義が生じた場合は、税務署等関係機関に確認をするなど、適正な事務処理を行う。 2 過少となっていた444円と過大となっていた10円の負担金については、相殺後の434円を徴収した。 今後は、計算結果や調定決議書等関係書類の複数の職員での確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監 査 対 象 機 関	福井警察署
監査結果報告年月日	平成30年3月27日
監 査 の 結 果	1 公用車および自転車の事故（物損4件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 39,204円、7,500円 修繕費 281,232円、80,697円、64,800円）
措 置 の 内 容	1 職員の安全運転に対する意識向上を図るため、毎朝点検時に署独自に定めた安全運転6則の唱和およびヒヤリハット体験談の発表と上司のワンポイントアドバイスを図っている。また、若手職員に対しては、運転技能の向上を図るため体験型交通安全教育を実施し、交通事故の防止に努めている。 なお、事故を起こした職員に対しては、ドライバーズブック（交通事故防止教養および同乗運転指導）の受講や前記記載の体験型交通安全教育を実施し、再発防止を図った。
監 査 対 象 機 関	勝山警察署
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 報償費の支払について、債権者を誤って支出したが、適正な手続を取らずに返納を受け、正当な債権者へ支払っていた。その際、支出証拠書類を改ざんしていた。
措 置 の 内 容	1 福井県財務規則および関係法令の周知徹底を行い、各種規則等に則った適正な会計手続および的確なリカバリー処理を行うとともに、複数の職員による確認を徹底するように指示した。

監 査 対 象 機 関	越前警察署
監査結果報告年月日	平成30年3月9日
監 査 の 結 果	1 公用車の事故（物損2件）により、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 151,545円、64,800円）
措 置 の 内 容	1 事故を起こした者に対しては、「ドライバーズブック（交通事故防止教養および同乗運転指導）」を受講させるとともに、具体的な事故防止に関する指導・教養を行い、再発防止を図った。 また、全署員に対しては、毎朝点検、召集行事等で安全運転の励行について指示している。特に若手警察官には、安全意識向上のための小集団検討会および幹部による車両同行指導を行い、具体的な事故防止対策を図った。

監 査 対 象 機 関	敦賀警察署
監査結果報告年月日	平成30年2月9日
監 査 の 結 果	1 戻入処理すべき当該年度支出に係る職員手当返還金について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。 2 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額40,383円 修繕費59,335円） 3 カーポート等撤去工事において、工事請負契約書を作成していなかった。
措 置 の 内 容	1 戻入処理に関して、福井県財務規則および関係規程に基づいて適正に行うことを指示するとともに、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めている。 2 事故を起こした職員に対しては、ドライバーズブック（交通事故防止教養および同乗運転指導）を実施し、職員全体に対しては、毎朝点検時に運転環境に応じた具体的な運転方法を指示するなど交通安全運転に対する意識向上を図っている。 3 契約書の作成については、福井県財務規則および関係規程に基づいて適正に行うことを指示するとともに、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めている。

公立大学法人福井県立大学令

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月8日

公立大学法人福井県立大学

理事長 林 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

永平寺キャンパス エネルギーセンター
地下タンク改修工事

(2) 工事場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島地係

(3) 工事期間

契約締結の日から平成30年8月31日まで

(4) 工事概要

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による

(5) 設計額

6,046,000円（消費税および
地方消費税相当分を除く。）

(6) 入札方式

制限付一般競争入札（事後審査）
無 総合評価落札方式の適用の有無

(7)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき一般競争入札参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者で

ないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 平成29・30年度福井県競争入札参加資格者名簿（建設工事）県内業者に業種「機械器具設置工事」で登録されている者であること。

(5) 福井土木事務所管内に本店、支店または営業所を有するものであること。

(6) 監理技術者等（自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。以下同じ。）をこの工事の現場に配置できること。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 特記仕様書に記載された資格を有する技術者（自社と3か月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）をこの工事の現場に配置できること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 工事の主たる部分の明示

工事の主たる部分は、機械器具設置工事とし、この工種は下請に付すことはできないものとする。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務企画課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学のホームページ上で公開する。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法
持参すること。なお、入札書と同時に本工事費内訳表を提出すること。
(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学図書館棟

会議室

イ 日時

平成30年5月25日（金） 9時30分

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札候補者の決定および入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者の決定

この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 入札参加資格確認申請時の提出資料

落札候補者は、平成30年5月30日（水）12時までに入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて持参により本学に提出すること。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

平成三十年五月八日印
平成三十年五月八日発
刷
行
刷
行
千九一〇―八五八〇
千九一〇―〇八五八
福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市寄一丁目十五―二十七
福井県
株竹下印刷所
☎ 二三二二番